

議事日程(第1号)

令和2年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名について  
日程第 3 町長諸報告  
日程第 4 議会報告  
日程第 5 議案第95号 須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について  
日程第 6 議案第96号 須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例  
日程第 7 議案第97号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 8 議案第98号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第 9 議案第99号 財産の取得について  
日程第10 議案第100号 財産の取得について  
日程第11 議案第101号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第7号)  
日程第12 議案第102号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第13 議案第103号 令和2年年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
日程第14 議案第104号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第15 議案第105号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名について  
日程第 3 町長諸報告  
日程第 4 議会報告  
日程第 5 議案第95号 須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について  
日程第 6 議案第96号 須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例  
日程第 7 議案第97号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 8 議案第98号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第 9 議案第99号 財産の取得について  
日程第10 議案第100号 財産の取得について  
日程第11 議案第101号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第7号)

- 日程第12 議案第102号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 日程第13 議案第103号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 日程第14 議案第104号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第15 議案第105号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
会計管理者	合屋浩二	子ども教育課理事	御手洗文生
地域振興課長	甲能裕和	上下水道課長	稲永勝章
健康増進課長	今泉英明	住民課長	合屋真由美
福祉課長	吉川聡士	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	平山幸治	社会教育課長	安河内ひとみ
税務課長	横山剛	住民課参事	百田敦
総務課参事	舛本直明	まちづくり課参事	船井弘喜

子ども教育課参事	吉 本 孝 治	総務課課長補佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。今年いろいろとコロナの関係で1年が多忙でございましたけども、今年最後の定例会になっておりますので、最後まで御審議よろしく願いいたします。

開会前に、広報委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまから令和2年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和2年第4回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

11月27日午前10時より議会運営委員会を開催し、第4回定例会の運営について協議いたしました。

今回提出された議案は11件です。ほかに町長報告4件、閉会中の組合議会報告1件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会7件、文教厚生委員会3件、予算審査特別委員会1件で、議案第99号及び第100号の財産の取得については、関連議案のため一括議題といたします。

会期は、本日12月4日から11日までの8日間で、7日午前10時より予算審査特別委員会、8日午前9時より一般質問、終了後、全員協議会、9日午前10時から各常任委員会、11日午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期を、本日から12月11日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月11日までの8日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番議員、5番議員を指名します。

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 本日、12月定例会を招集しましたところ、全議員参加の下、12月議会が開催できますこと、御礼申し上げます。

それでは、通告のとおり、町長諸報告を行ってまいりたいと思います。

#### **新型コロナウイルス感染症対策について**

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますけども、町民の皆様におかれましては、日々新型コロナウイルスの感染防止には、様々な御協力をいただいております、心から感謝と御礼を申し上げます。

11月中旬以降、ウイルス感染者が全国的に急増しており、医療体制の確保が大きな課題となっており、感染第3波に入っているという専門家の指摘もあり、緊張感をもってコロナ対策を行う必要があると考えております。

福岡県においても微増の状態が続いており、いつ感染爆発が起きてもおかしくない状況であると危惧しております。

当町におけるコロナウイルス対策につきましては、広報すえ11月号2ページから5ページまでに掲載し、ホームページでも掲載し、町民の皆様にご案内しております。議員各位のタブレットにもアップしておりますので、参考にしていただければと考えております。

なお、PCR検査並びに抗原定性検査についてでございますが、PCR検査においては、陰性、陽性の誤判定率が10%程度あり、疑わしい場合には、主治医の判断により再検査が必要な場合もあります。

併せて、抗原定性検査の場合は、PCR検査では検体の中のウイルスが5個以上あれば判定できますが、一般的な抗原定性検査の場合は、検体の中に100個以上なければ判定が難しいとされております。ただし、専用機器を使う抗原検査はウイルス量が少なくても検出できるため、PCR検査より精度は落ちるものの、精度としては十分で、無症状にも適しているとされております。

粕屋医師会の積極的な活動、支援体制により、町内医師会加入の医療機関では、係りつけ医が一定の症状があり、感染が疑われ、医師が必要と判断した場合、PCR検査や抗原定性検査を保険適用で受けられるようになってきております。

PCR検査指定医療機関としては、須恵町では、係りつけ医でなくても、甲植木にありますゆうろう内科で受診することは可能となっております。

無作為のPCR検査及び抗原定性検査の無料化は、健常者までが施設内感染を招くおそれがあり、現状では医療機関と連絡を密にとり、臨機応変に対応すべきと判断しております。まずは、不要不急の外出や人との接触を避け、マスクの着用や手洗いを今まで以上に徹底してもらうことが重要と判断しております。

これからの取組としましては、新しい生活様式としまして、現金を介した接触を減らし、コロナウイルス感染リスクを軽減するために、公共施設使用料金の窓口払いにキャッシュレス決済サービスを導入いたしました。12月1日から、住民課、税務課の窓口で、QRコードを使用したキャッシュレス決済が利用できるようになっております。来年度からは、自然食普及センター「なちゅらす」でも利用できるよう準備を進めております。

併せまして、12月1日から31日まで、「コロナに負けるな！須恵町のお店で最大20%が戻ってくるキャンペーン」として、キャッシュレス決済の普及と町内加盟店でキャッシュレス決済を利用した方にポイントを還元することにより消費喚起を促すことを目的としたキャンペーンを実施しております。

コロナウイルス感染症対策は、財政規模がまちまちの市町村独自で対応するには限界があり、対応は、国が責任を持って行うべきと判断しております。

そこで、先月26日開催されました全国町村長大会において、あらゆる事業に対して緊急要望を行うべく決議がなされております。その中で重点要望としまして、新型コロナウイルス感染症に関する要望を別途行っております。

詳細については割愛いたしますが、1番目に医療介護サービス等の提供体制の確保、2番目に、円滑なワクチン接種の実施、全額国費による財政措置を講じること、ワクチン接種に係る優先順位を、町村の判断に委ねることがない接種方法について明確な指針等を示すこと、3番目に、介護福祉分野等に係る支援、介護事業者が安心して継続的にサービスを提供できる感染症対策の徹底や、引き続ききめ細かな支援を行うこと、介護事業者が事業継続のため十分な適切な財政支援を行うこと、障害者福祉サービスを継続的に提供できるよう障害福祉サービス事業所に財政支援を行うとともに、感染防止対策の徹底と職員確保のための支援を行うこと。

子育て・教育支援策の実施、1番目に、子育て支援、子育て世代が安心して働くことができるよう利用料減免など経費について財政措置を講じること、2番目に、児童生徒の学びの保障等、ICTのさらなる環境整備及び財政措置を講じること、感染リスクを軽減するための少人数学級を推進すること、万全な経済対策の実施としまして、1番目に、中小企業、小規模事業者、観光業等への支援、各種給付金・助成金の申請簡素化、実態に応じた要件緩和、非課税措置等を柔軟に迅速に行うこと、事業継続、事業継承に対する支援を行うこと、観光・飲食・イベント等に対する支援を行うこと、2番目に、農林漁業者への支援、3番目に地域公共交通への支援、4番目

に防災減災対策の強化、大規模災害発生時に開設する避難所において感染防止、蔓延防止を図るための財政支援の拡充、大規模災害発生時の医療体制の確保、5番目に、万全な地方財政対策と国庫補助事業の柔軟な対応、税収落ち込みによる財政状況悪化に対する万全な対策を講じること、地方交付税の確保、臨時財政対策債を発行する場合には、国の責任として財政融資資金等を確保すること、固定資産税減免等の税制上の措置による減収分について国費で確実に全額補填すること、今後、感染拡大に対応するための財政需要が生じる場合には、町村が迅速に事業を実施できるよう、地域の実情に十分配慮し、地方創生臨時交付金等必要な財政措置を講じること、東京一極集中の抜本的是正を推進すること、以上を緊急決議し、要望書を国に提出しております。

議員各位におかれましては、それぞれの議員活動の中で、コロナ対策に対し、心配され、気をもまれていることと承知しております。今後の町独自の支援策につきましては、発生状況を的確に捉え、町民の方々や企業の方々が望まれる支援策を、町単独で行う前に糟屋地区市町村協議会とコンセンサスを図りながら迅速に対応してまいりますので、御支援賜りますよう切にお願い申し上げます。

なお、今現在、予算化していない内容についての緊急対応でございますけれども、緊急を要する場合については、臨時議会の招集や喫緊の施策が必要な場合には、議長にお諮りし、町長専決で財政措置を行うことがありますので、その点については御理解賜りますようお願い申し上げます。

#### **地上デジタル・データ放送を活用した広報サービスについて**

2番目に、地上デジタル・データ放送を活用した広報サービスについてでございます。

令和2年度に完備したデジタル化須恵町防災行政無線の運用を開始しておりますが、夜間等においては、聞こえにくい、内容が分からない等の苦情が寄せられております。特に緊急を要する災害時の正確な情報が夜間には入手しにくいこともあり、糟屋地区市町村協議会で協議を行い、KBC放送局が提供しております「dボタン」を活用した地域情報提供サービスの導入を検討しております。

これは、広域な情報ではなく、24時間、須恵町の情報が「dボタン」を押すと須恵町内のイベントやお知らせを常時見ることができます。併せて、災害発生時には、須恵町の状況や避難勧告、避難指示の情報がタイムリーに見られる、併せまして、避難所の設置場所なども情報提供できる24時間対応システムでございます。

令和3年2月に試験放送を行い、内容調整を行った上で令和3年度の導入を行いたいと考えております。令和3年度当初予算に計上したいと考えておりますので、御理解御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### **須恵町企業版ふるさと納税について**

次に、須恵町企業版ふるさと納税についてでございます。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。地方創生のさらなる充実強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引き上げや手続の簡素化等、大幅な見直しが、令和2年度、税制改正において行われました。

これによって、本社が所在する地方公共団体以外の寄附を行った場合、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と併せて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなっております。

この税制を活用するためには、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣府の認定が必要となっております。

須恵町においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、まち・ひと・しごと創生推進計画を作成し、令和2年11月6日付で内閣府より地域再生計画として認定されました。

今後は、須恵町の地方創生事業に対し、町外企業の皆様が寄附を通じて応援した場合に税制上の優遇措置が受けられることとなりましたので、本議会において、企業版ふるさと納税に関する条例制定や補正予算を、今回上程させていただいております。

新たに、企業版のふるさと納税が加わることにより、須恵町のさらなる活性化に尽力してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### **町立認定こども園等民営化の進捗状況について**

最後に、認定こども園等民営化の進捗状況について御報告申し上げます。

民営化につきましては、昨年6月議会におきまして、「町立園の民営化について検討する」というお話をさせていただき、検討委員会を立ち上げるよう要請しました。

その要請を受け、担当課であります子ども教育課において、早速、民営化検討委員会を設置し、15名で構成された委員で協議を行いました。町の保育に関する課題、多様化する保育サービスの現状、町財政の財源の限界について承知していただいております。

その上で、民間の力を活用する方法等について御意見を頂き、民営化の方向性を示した民営化計画書の下承を得ました。そして、計画書、スケジュールに沿って、認定こども園等の保護者に対し、説明会を、コロナ禍の中、3密に注意し、分散して13回に及ぶ説明会を10月までに開催しております。

説明会では、民営化に対する反対意見等はなく、民営化後の保護者、子どもの不安を払拭できる方法、現在の保育状況を維持できるように、また民営化によって保育の質が低下しないよう事業者選定について慎重に進めてもらいたいという御意見を頂戴しております。

この意見を踏まえ、事業者選定委員会を立ち上げ、保護者の方にも委員として参画いただき、



募集要項について審議しております。ここでは、募集要項の内容につきましては概略説明をします。なお、詳細な説明は、全員協議会で担当課のほうから説明させます。

まず、民営化する保育所等につきましては、アザレア幼児園、れいんぼ一保育園と幼稚園を公募により募集します。

次に、れいんぼ一保育園と幼稚園は、認定こども園として公募し、優良事業者を選定するため、社会福祉法人、もしくは学校法人で既に保育園等の経営実績があることを条件にしております。

加えまして、須恵町が推進しております「0歳から15歳までの一貫教育」を継承できる事業者であることを条件にしております。

さらに、認定こども園等の土地及び園舎につきましては、土地は無償貸付け、園舎は有償貸付けとします。そして、事業者の選定は、12月にホームページ等で公募し、3月までといたします。

事業者移管の時期は、令和4年4月とし、1年かけて移行していきます。

募集内容については以上ですが、今後の進捗状況につきましては随時報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問ありませんか。——質問なしと認めます。これにて質問を終結します。

---

#### 日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 令和2年11月24日火曜日に行われました令和2年第4回粕屋南部消防組合議会臨時会について御報告いたします。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第14号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、人事院勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合を変更するため、期末手当を0.05月分引き下げ、年間2.55月分とするもので、全員賛成で可決しました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので御参照ください。

以上、粕屋南部消防組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第99号及び議案第100号は、関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

#### 日程第5. 議案第95号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第95号須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第95号須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてでございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、須恵町まち・ひと・しごと創生推進計画が、令和2年11月6日に内閣総理大臣に認定されたことに伴い、須恵町まち・ひと・しごと創生推進基金を設置し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例、企業版ふるさと納税に活用するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

この条例は、第1条から第7条で構成されており、基金の設置等について必要事項を定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第95号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第6. 議案第96号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第96号須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲能地域振興課長。

○地域振興課長（甲能 裕和） おはようございます。

議案第96号須恵町空き地等の環境保全に関する条例の全部を改正する条例についてでございます。

この全部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案の理由として、空き家等対策の推進に関する特別措置法に準じ、特定空き家等の規定を追加することに加え、新たに長屋及び共同住宅の規定を定めるため、当該条例の全部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

第1条の目的から、5ページの第24条の過料まで改正をしております。全体で特別措置法に伴う改正を行い、第2条の定義、第2項で、空き家等の長屋及び共同住宅の住戸を明記して、整備しております。

6ページで附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

審議の方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めますよって、議案第96号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第7. 議案第97号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第97号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第97号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、須恵町附属機関に須恵町特定空家等審査会及び須恵町障害支援区分認定審査会を追加するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

地方自治法第138条の4第3項の規定により、本町が設置する附属機関は、この条例で定め

るところによるとしておりますが、須恵町特定空家等審査会及び須恵町障害支援区分認定審査会が定められていないため、今回追加するものです。その他は字句の改正です。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第97号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第97号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第8. 議案第98号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第98号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第98号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正は、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る軽減判定所得基準の見直しを行うものです。

改正点といたしまして、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を、現行33万円から43万円に引き上げます。

さらに、従来の算定方法に、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えるものでございます。

その他、軽減判定基準の見直しに合わせた規定の整備を行っております。

次の2ページをお開きください。附則です。

第1項で、この条例は、令和3年1月1日から施行するとし、第2項で、この条例による改正後の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までは従前の例によるとしております。

以上、御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第98号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第98号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第9. 議案第99号

### 日程第10. 議案第100号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第99号及び日程第10、議案第100号財産の取得について、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） それでは、議案第99号財産の取得について、財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、コミュニティバス1台。取得の方法、特命随意契約。取得価格、2,268万2,370円。契約の相手方、福岡市東区箱崎埠頭2丁目2番26号九州日野自動車株式会社代表取締役柴垣勇。

続きまして、議案第100号をお願いいたします。議案第100号、同じく財産の取得について。取得する財産、小型コミュニティバス1台。取得の方法、特命随意契約。取得価格、900万円。契約の相手方、糟屋郡志免町南里4丁目16番1の2号福岡トヨペット株式会社志免店店長村上祐二、いずれも令和3年10月実施予定のコミュニティバス・ルート再編に伴い、新規車両を購入するため提案するものでございます。

以上、御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、以上2議案を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第99号及び議案第100号を総務建設産業委員会に付託します。

## 日程第11. 議案第101号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第101号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めらるるものでございます。

内容につきましては、令和2年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6,036万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億4,699万2,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正は、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるとし、第3条で、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。まず歳入からです。主なものを申し上げます。

14款1項国庫負担金は、障害児通所給付費国庫負担金3,500万円、2項県補助金は、個人番号カード交付関連の国庫補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで8,122万6,000円の増額補正、15款1項県負担金は、障害児通所給付費県負担金で1,750万円、2項県補助金は、重度障害者医療費県補助金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費県補助金などで562万5,000円の増額補正、17款1項寄附金は、ふるさと応援寄附金が3億円の増額補正、18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金を歳入増による収支調整で1億8,400万円減額補正しております。12款1項町債は、小学校トイレ改修事業債を420万円増額補正しております。

続いて3ページ、歳出です。

今回の補正は、まず各費目全体といたしまして、人事院勧告による期末手当の減額補正及び異動に伴う職員人件費の増減額補正を行っております。

主な補正といたしまして、2款1項総務管理費は、ふるさと応援寄附金の増による関連事業の増額やタブレット端末購入などで2億146万5,000円の増額補正、3款1項社会福祉費は、国民健康保険給与費等繰出金や後期高齢者医療特別会計事務費繰出金の決算見込み等による減額がございしますが、扶助費の重度障害者医療費や障害者支援費、自立支援給付費の増加により1億

367万円の増額補正です。4款2項清掃費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が3,359万円の減額補正、9款1項消防費は、梅雨時期及び台風時期の職員の災害対応による時間外手当の増額で707万5,000円の増額補正を行っております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、1、変更です。起債の目的、小学校トイレ改修事業債、限度額4,620万円を5,040万円に変更するものです。その他の変更はありません。

6ページをお願いいたします。

債務負担行為補正、1、追加で9件ございます。表の中ほど、コンビニ交付システムクラウドサービス利用料と、その次のコンビニ交付システム保守業務委託は、3月に更新となっておりますが、その他7件は4月の頭からの契約となり、3月までに入札等契約の相手方を決定する必要があるため、今回追加するものです。期間、限度額は記載のとおりでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第101号を、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第101号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

---

## 日程第12. 議案第102号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第102号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,556万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億4,279万7,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次の2ページをお願いいたします。まず歳入でございます。

5款1項他会計繰入金46万2,000円の減額補正は、給与費等繰入金の減額によるものです。6款1項繰越金6,603万1,000円の増額補正は、収支調整のための前年度繰越金でございます。

続きまして3ページ、歳出です。

1款1項総務管理費313万1,000円の減額補正は、職員の人事異動に伴う人件費の減額です。3款4項過年度納付金分16万円の増額補正は、国民健康保険事業費納付金退職分の精算金です。6款1項保健事業費1万1,000円の減額補正は、フルタイム会計年度任用職員期末手当の減額でございます。8款1項償還金及び還付加算金6,855万1,000円の増額補正は、令和元年度普通交付金超過分返還によるものでございます。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第102号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第102号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第103号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第103号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第103号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。



歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から、それぞれ124万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,875万2,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

まず歳入です。3款1項他会計繰入金は、一般会計から人件費分の事務費繰入金223万3,000円の減額補正を行っております。4款1項繰越金78万9,000円の増額は、収支調整のための前年度繰越金でございます。6款1項国庫補助金19万6,000円の増額は、歳出の後期高齢者医療システム改修に対するの補助金でございます。

次に3ページ、歳出でございます。1款1項総務管理費全体で124万8,000円の減額補正です。職員の人事異動に伴う人件費と後期高齢者医療システム改修業務委託料の補正をしております。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第103号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第103号を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 議案第104号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第104号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第104号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、それぞれ12万7,000円を追加し、総額を11億6,512万7,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。6款1項繰越金、補正額312万7,000円は、収支調整による増額補正です。7款2項還付消費税、補正額300万円は、消費税確定申告による減額補正でございます。

3ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費、補正額38万8,000円は、人事異動に伴う人件費の減額補正です。2款1項下水道事業費、補正額51万5,000円は、人事異動に伴う人件費の増額補正でございます。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第104号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第104号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第15. 議案第105号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第105号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第105号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）です。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的収支の予算額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額2,912万7,000円の減額です。主なものは、人事異動に伴う人件費と水道ビジョン策定業務委託の延期による減額によるものです。

以上でございます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第105号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第105号を総務建設産業委員会に付託します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月8日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時54分散会

---